

建設発生土搬入要領（令和7年8月1日改正）

公益財団法人大阪府都市整備推進センター 阪南事業所

1. 搬入場所

阪南港阪南2区（ちきりアイランド）

場所：公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 阪南事業所（以下、「阪南事業所」という。）

所在地：岸和田市岸之浦町 9 番地

2. 受入対象者及び受入対象物

(1) 受 入 対 象 者

次に掲げる区域における公共工事（ただし、大阪市の区域にあっては大阪市発注事業を除き、和歌山県の区域にあっては和歌山県発注事業を除く。）を受注した事業者

① 大阪府の区域のうち次の区域

- ・ 泉州地域
- ・ 南河内地域
- ・ 東大阪地域
- ・ 大阪市地域

② 和歌山県の区域のうち大阪府に隣接する市・町の区域

③ 奈良県の区域のうち阪南2区から半径 50km の範囲にある市・町・村の区域

(2) 受 入 対 象 物

別紙建設発生土受入基準（以下「受入基準」という。）に適合すると認める建設発生土

3. 受入時間、受入休業日、業務停止等

(1) 受入時間（検収所受付時間）

午前9時00分から午後4時30分まで

(2) 搬入車両入口の閉鎖時刻

① 午後4時25分に閉鎖

② 入場後は速やかに検収所に向かってください。

③ 到着遅延等の連絡を受けても閉鎖時刻は変更しません（定刻どおり閉鎖）。

(3) 受 入 休 業 日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、8月13日から8月15

日まで及び12月29日から翌年の1月4日まで

(4) 受入業務の停止等

- ① 岸和田市を含む地域に暴風、高潮、暴風雪の特別警報又は警報、大津波警報、津波警報のいずれかが発令された場合は、業務を停止します。また、地震、大雨、濃霧、雷等の状況によっても業務を停止することがあります。

※ 気象等警報発令時の受入業務の対応は、次表のとおり。

ケース	I	II	III
発令等の内容	特別警報 (暴風、暴風雪、高潮) 警報 (暴風、高潮、津波)	大津波警報	地震、大雨、濃霧、雷等により 業務に支障がある場合
発令等の地域	岸和田市を 含む地域	大阪府	岸和田市又は 阪南事業所
業務の対応	業務停止	業務停止	安全が確認できる まで業務停止
業務の再開	警報等解除後に 安全を確認した後		停止事象解消後に 安全を確認した後

② その他、建設発生土の受入れに支障が生じた場合は、一時的に受入れの制限等を行うことがあります。

③ 上記の場合、業務の状況を公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下、「センター」という。）のホームページに表示するとともに、センターと建設発生土受入契約を締結している者（以下「契約者」という。）にFAXで通知します。ただし、緊急時等の場合は、この限りではありません。

センターホームページ <https://toshiseibi.org>

4. 搬入申込み手続き

(1) 受入契約の締結

建設発生土を搬入しようとする者は、次に掲げる必要書類に記入、押印の上、阪南事業所に提出（郵送不可）し、所定の審査終了後センターと建設発生土受入契約を締結することになります。書類の審査及び契約締結には数日から1週間程度必要です。契約書類への押印（コピー不可）は、原則として工事請負契約と同じ印をお願いします。また、電子契約の場合は、別途契約締結を確認できる書類を添付してください。

(2) 搬入申込みの受付場所及び受付時間

〔受付場所〕 阪南事業所

〔受付時間〕 原則として営業日の 午前：午前9時から正午まで
午後：午後1時から午後4時まで

(3) 必要書類（事前に阪南事業所にて最新のものを受領し、使用してください。）

各1部提出してください（受入契約書のみ2部）。

搬入申込書

受入契約書

工事請負契約書(写)（電子契約の場合は、電子契約締結証明書、契約合意情報等を添付）

搬入車両届（自動車検査証(写)を添付）（注1）

建設発生土搬入料金納付申込書（以下、[納付申込書]という。）（注1）

発注者の搬入依頼書（発注者から直接阪南事業所へ送付）

受入基準を満たすことが確認できる書類（注2）

分析試料採取箇所図（分析結果表の提出時に添付）

（注1） 搬入車両届、建設発生土搬入料金納付申込書の提出は契約締結後でも結構です（ただし、搬入開始前までに搬入料金の納付と搬入車カード等の受領を済ませてください。）。

（注2） 受入基準を満たすことが確認できる書類は、受入基準の「表3 化学性状の基準を満たすことができる書類の提出」に定めるところにより、工事の種類に応じて、分析結果表（発行日より1年以内のもの。）①又は発注者が作成した土地の利用状況等調査結果報告書②のいずれかが必要になります。

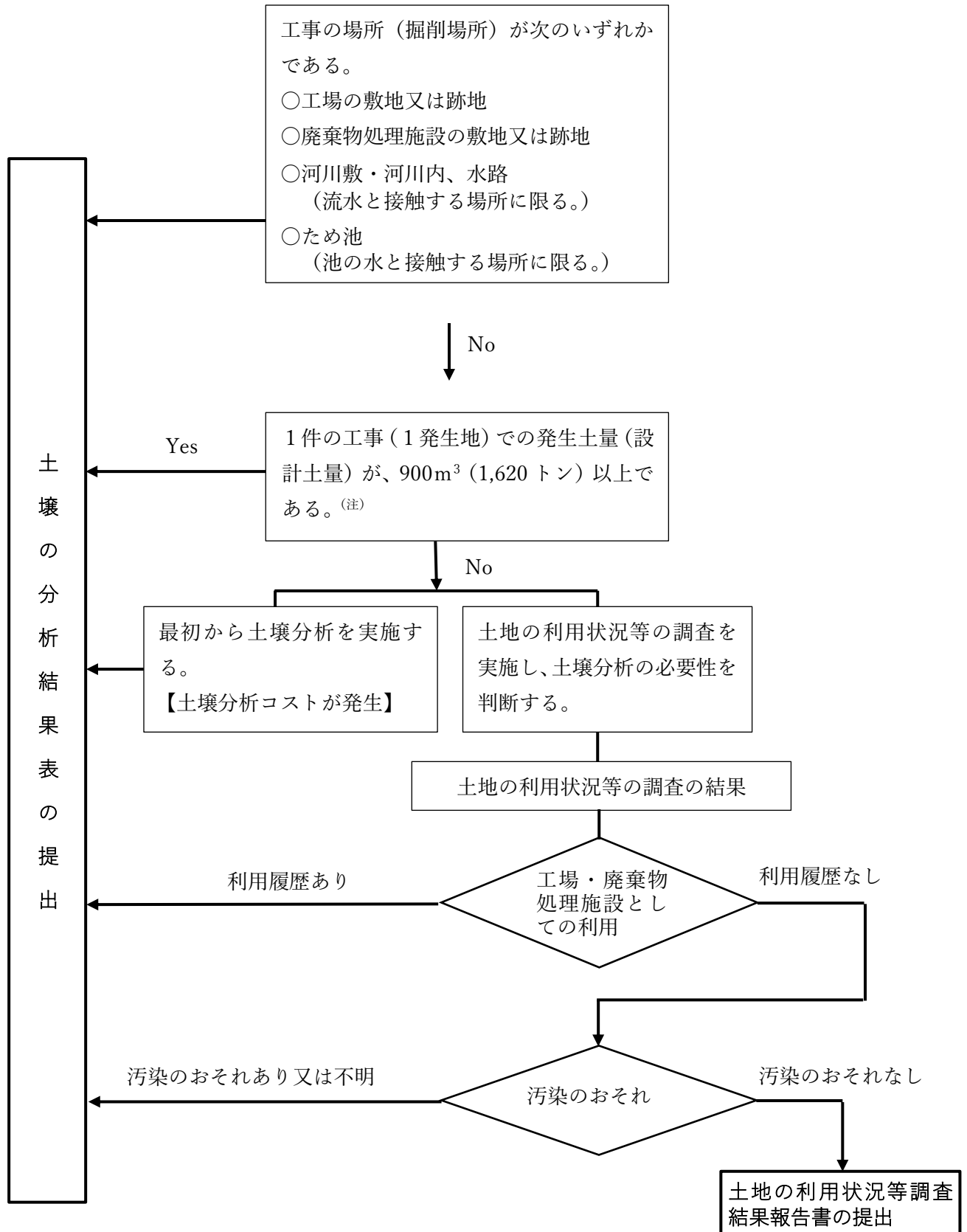
① 分析結果表の提出が必要な工事（以下のいずれかに該当する工事）

- ・ 工事の場所が工場敷地又は跡地、廃棄物処理施設の敷地又は跡地、河川敷及び河川内ため池、水路等であるもの。
- ・ 1件の工事（1発生地）で900 m³以上の建設発生土を発生するもの。ただし、山地の掘削等未利用地に係る工事については別途協議とする。
- ・ その他、センターが必要と認めるもの。

② 土地の利用状況調査結果報告書の提出が必要な工事

- ・ 上記①に該当しない、分析結果の提出が不要な工事

阪南２区建設発生土受入基準適合確認フロー



（注） 設計土量が 900 m³未満であっても、設計変更等に伴い土量が 900m³以上となる場合には、累積搬入量（単位体積重量 1.8t/m³として搬入トン数から換算）が 900m³以上となる時点までに分析結果表を提出することが必要となります。

5. 搬入料金の前納

契約者は、納付申込書に記載の搬入料金を、建設発生土受入契約締結後、銀行振込みにより前納してください。

〔建設発生土搬入料金〕	搬入単価	1,200 円/トン
	消費税等	120 円/トン
	(合 計)	1,320 円/トン

(注) 消費税等の税率は 10 パーセントです。

6. 搬入車カード及び搬入車証の取扱い

- (1) 契約者は、提出した搬入車両届に記載の搬入車両について、契約締結後に「搬入車カード」及び「搬入車証」（以下「搬入車カード等」という。）の交付を受けてください。なお、契約締結後の車両登録について、搬入車カード等の交付は搬入車両届提出日の翌日以降となる場合があります。
- (2) 契約者は搬入する際、搬入車両内に搬入車証を掲示するとともに、搬入車カードを携帯してください。
- (3) 契約者が搬入車カード等を改変した場合は無効です。なお、再交付等を希望するときは、搬入車両の自動車検査証（写）を添えて阪南事業所へ申し出てください。
- (4) 契約者が搬入車両の追加又は、既に届け出た車両の内容に変更がある場合は、新たな搬入車両届に記入の上、搬入車両の自動車検査証（写）を添えて阪南事業所に提出し、搬入車カード等の交付を受けてください。
- (5) 搬入期間が複数年度にまたがる場合は、各年度ごとに搬入車カード等を改めて交付します。
- (6) 搬入車カード等の有効期間は搬入期間内とし、搬入期間が次年度にまたがる場合は、当年度限りとします。

7. 建設発生土管理票の取扱い

契約者は搬入にあたって、センターが作成した建設発生土管理票（以下「管理票」という。）をあらかじめ阪南事業所で購入した上、必要事項を記入し搬入時に検収所にて提出してください。一度購入した管理票は返品出来ませんのでご注意ください。

〔建設発生土管理票料金〕	管理票（1 セット 10 部入り）	2 1 0 円（消費税等含む。）
--------------	-------------------	------------------

(注) 消費税等の税率は 1 0 パーセントです。

8. 建設発生土の計量

- (1) 搬入量は、検収時に計量した車両総重量から風袋重量を差し引いた重量とし、100kg 未満は切り

捨てます。ただし、搬入量が 100kg に満たないときは 100kg とします。センターでの搬入状況の管理等にはこの搬入量を使用します。

(2) 風袋重量は、原則として自動車検査証の車両重量としています。

9. 建設発生土の搬入

(1) 契約者による建設発生土の搬入は、センターから搬入料金入金確認の連絡を受けた後、搬入車カード等を携帯した搬入車両によって行ってください。車両番号と搬入車カード等が一致しない場合、無効の搬入車カード等を使用している場合、あるいは搬入車カード等を不携帯の場合等は搬入できません。また、契約者は、搬入車両 1 台ごとに管理票を交付し、搬入時に必ず所持させてください。

(2) センターが運搬経路、搬入日時等を指定した場合には、これに従って搬入してください。

(3) 搬入車両が搬入する際には、積載制限量を守るとともに、その途上において、積載物の落下等ないように十分な措置を講じるなど、道路交通法を初めとする諸法令を遵守してください。

(4) 搬入車両が検収所へ到着したときは、荷台のシートなどをしている場合は自ら取除き、搬入車カード及び管理票を提出して検収員の検収ならびに計量を受けてください。検収員が自動車検査証等、書類の提示を求めたときは、これに応じてください。

(5) 草木、コンクリートがら等廃棄物の混入しているものや流動性のあるもの（標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態のもの。）など、建設発生土受入基準を満たさないものは受入れできません。

(6) 検収所又は搬入場所において、検収員が受入基準に適合しないと判断し、持ち帰りを指示した場合は、搬入車両にて持ち帰っていただきます。積載物を降ろしていた場合には、改めて契約者において載積を行い、持ち帰ってください。

(7) 検収後、搬入場所にて建設発生土を降ろす際には現場検収員の指示に従ってください。

阪南2区内搬入ルート図



10. 搬入料金不足分の料金の納入

検収所で計量時に、搬入可能残高が不足しているときは受入れできません。その際には阪南事業所の窓口にて不足分の搬入料金（以下「不足料金」という。）を現金で納入してから搬入して下さい。（現金での納入は原則として不足発生時1台のみです。）。納入時に不足分の領収証を発行しますので、これを受領してください。

なお、搬入可能残高が零になると以後の搬入はできませんのでご注意ください。

11. 建設発生土の搬入状況等の把握

検収所において受領した「受入済証（控）」等を確認してください。「通告書」（注1）、「注意書」（注2）及び「注意書（過積載）」（注3）が発行された場合は、その内容に応じて必要な改善を行ってください。後日郵送により受領した受入済証等により建設発生土の搬入状況を確認してください。なお、受入済証等は再発行できませんので、大切に保管してください。

（注1） 搬入車両の積載物が、廃棄物の混入等の理由で受入不可と判断された場合に発行されます。

（注2） 搬入車両の積載物が、水分を多く含んでいる等の理由で次回以降受入不可となる可能性が有る場合に発行されます。

（注3） 搬入車両の積載量が、最大積載量の1.2倍以上となった場合に発行されます。

12. 建設発生土受入契約内容の変更

(1) 契約量・搬入期間の変更

契約者が建設発生土の契約量・搬入期間を変更する場合は、変更申請書により阪南事業所に申請し、あらかじめセンターの承認を受けてください。変更申請の審査及び承認には数日程度必要です。なお、変更申請書には工事発注者からの変更内容を確認できる書類等を添付するか、あるいは変更申請書の工事発注者確認欄に工事担当者の職氏名を記入・押印したものを阪南事業所に提出してください（契約量について、変更後の契約量が契約時設計数量の 1.2 倍以内の場合は書類及び発注者確認欄の記入・押印は不要です。）。

なお、変更後の契約量が 1 6 2 0 トン（9 0 0 m³）以上となる場合については、変更時に分析結果表の提出が必要となります。分析の実施には約 1 カ月程度の期間が必要となり、分析結果の確認が出来るまで変更申請は受付できませんのでご注意ください。

(2) 契約者の住所、名称、代表者の変更

契約者が住所、名称、代表者を変更した場合は、直ちに変更届出書を阪南事業所に提出してください。

(3) 契約者の印鑑の変更

契約者が印鑑を変更した場合は、直ちに印鑑変更届出書を阪南事業所に提出してください。

13. 搬入完了届の提出

契約者は建設発生土の搬入が終了した場合、直ちに建設発生土搬入完了届を阪南事業所に提出してください。（郵送可）

14. 搬入料金の返金

(1) 契約者は建設発生土搬入完了届を提出後、センターが発行した搬入料金返金申請書に必要事項を記入、押印（契約印）の上、遅滞なく阪南事業所へ申請してください。（郵送可）

(2) 契約者からの搬入料金返金申請書による返金申請の期限は、搬入期間が満了した年度の翌年度の 10 月末日とします。

(3) センターは搬入料金返金申請書を受領したときは、センターの定める期日に契約者の指定する銀行口座に返金するものとします。なお、搬入料金返金申請者は、契約者に限ります。

15. その他の留意事項

(1) 契約者は搬入時において、センターからの指示については、これに従ってください。

(2) センターは搬入された建設発生土について検体を採取する場合があります。受入れ済みの建設発生土であっても、後日、当該建設発生土について受入基準に適合しないとセンターが認めた場合及び当該建設発生土に起因する事故又は弊害が発生した場合、契約者は、当該建設発生土の撤去等必要な措置を講じていただきます。

(3) 「受入契約書」、「搬入車カード等」、「管理票」、「受入済証」、その他提出書類に虚偽又は不正が発見されたときは、その時点以後の受入れを停止します。併せて当該発注者に通知します。

(4) 契約者が建設発生土受入契約書及びこの搬入要領に定めた事項に違反した場合は、以後の搬入は

認めません。

(5) センターは、登録された風袋重量と実際の重量に差異があると判明した場合、料金を追徴する事が出来ます。

(6) 阪南事業所の場内ならびに岸之浦大橋等周辺道路の通行にあたっては、十分注意するようお願いします。場内外問わず、万が一事故が発生した場合には、契約者が責任をもって対応してください。当センターは一切責任を負いません。

建設発生土搬入申込みから搬入完了までのフロー

①受入条件の確認

- 1, 受入場所
- 2, 受入対象者及び受入対象物
- 3, 受入時間、受入休業日、業務停止等

(受入基準の確認、
必要な場合分析の実施)

②搬入申込・受入契約締結

- 4, 搬入申し込み手続き
- 5, 搬入料金の前納
- 6, 搬入車カード及び搬入車証の取扱い

③管理票の購入

- 7, 建設発生土管理票の取扱い

④建設発生土の搬入

- 8, 建設発生土の搬入
- 9, 建設発生土の搬入状況の把握
- 10, 搬入料金不足分の料金の納入

⑤受入契約の変更手続き(必要な場合のみ)

- 12, 建設発生土受入契約内容の変更

⑥搬入料金の精算

- 13, 搬入完了届の提出
- 14, 搬入料金の返金

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

阪南事業所

大阪府岸和田市岸之浦町 9 番地

TEL 072-431-1793 FAX 072-431-1783

<https://www.toshiseibi.org>

E-mail hannan29daihyou@toshiseibi.org